在香港日本国総領事館　　受付時間　（平日９：１５～１２：００、１３：３０～１６：４５）
２０２５年４月現在

主な証明書の申請手続について

申請の種類	手数料 ２０２５年４月１日以降	交付日	代理可否 ※注１ 申請	受領	必要書類	備　考
在留証明 （提出先が日本国内のものに限ります）	＄６０	約２時間後 （14:30 以降の申請の場合は翌営業日）	◯	◯	在留証明願　１通 形式１（申請者のみについての証明） 形式２（過去の住所証明、同居家族の証明） ※記載例はこちら（※注２） 現有旅券等の原本 在留資格を立証できる書類の原本 ＜永住者の方＞ ・香港永久性居民ＩＤカード ＜永住者以外の方＞ ・在留資格等の記載がされた査証 住所を立証できる書類 ＜下記のいずれか１つの原本＞ ・郵便物 ・賃貸契約書 ・家賃の請求書又は領収書 ・公共料金の請求書又は領収書 ・銀行ステートメント（Ｅステートメントは不可） ※いずれも申請者の氏名及び住所が記載されているもの	→ 同居家族の証明には、家族全員の旅券等（在留資格等の記載がされたもの）が必要です。 ※ 恩給・公的年金（国民年金，厚生年金）受給手続のために在留証明を申請される場合は，日本から送付された関係書類（裁定通知書，案内書，年金証書，恩給証書または現況届の葉書など）を窓口で御提示頂きますと手数料は免除となります。（共済年金，企業年金，年金基金等に係る手続の場合は有料ですので御了承願います。） ※ 代理申請の場合も元本が必要です。 ※ 消費税免税制度利用の申請については こちらへ ※ 本帰国後に発給することはできませんので、ご注意ください。
身分事項証明	＄６０	約２時間後 （14:30 以降の申請の場合は翌営業日）	◯	◯	証明書発給申請書　（様式）　１通 戸籍謄（抄）本の原本及びコピー　各１通 （3ヵ月以内に発行されたもの） または 戸籍電子証明書提供用識別符号（※） ※戸籍電子証明書提供用識別符号を提示された場合、交付日は別途ご案内いたします。 現有旅券又は香港ＩＤカードの原本 （独身証明の場合は現有旅券）	→ 出生証明、家族証明、婚姻証明、離婚証明、独身証明書等。 → コピーには、本籍地、住所地及び氏名のそれぞれに読み仮名（ローマ字）を付けておいて下さい。 → 婚姻証明及び家族証明の場合には、戸籍抄本ではなく戸籍謄を提出してください。 → 証明書に外国人の氏名を記載する必要がある場合には、氏名表記の確認をするため旅券・ＩＤカードの原本等が必要です。
署名（拇印）証明	＄９０	約２時間後 （14:30 以降の申請の場合は翌営業日）	×	◯	署名証明申請書　（記入例）　１通 署名を必要とする文書　１通 現有旅券の原本	→ 申請者の署名（及び拇印）が確かに領事の面前でなされたことを証明するものです。日本に住民登録をしていない海外に在留している方に対し、日本の印鑑証明に代わるものとして日本での手続のために発給されます。※注３ → 契約書、委任状など署名しなければならない文書を署名しないまま窓口までお持ちになり、総領事館職員の面前で署名して下さい。あらかじめ署名した場合には証明を発行することはできません。
運転免許証明 （香港の自動車運転免許証に切替） ※注４	＄１１０	約２時間後 （14:30 以降の申請の場合は翌営業日）	◯	◯	証明書発給申請書　（様式）　１通 日本の運転免許証の原本及びコピー　１通	→ 香港の自動車運転免許証に切り替える際に必要となります。コピーには氏名に読み仮名を付けておいて下さい。 → 失効した免許証では証明書を発行できません。失効した場合には日本で再取得してから申請して下さい。

※注１：代理申請とは代理人が申請人に代わって書類を提出することです（やむを得ない事情がある場合に限られます）。従って申請者本人が申請書類を作成しなければなりません。代理申請の際に記載に不備や疑問点があった場合は、申請を受理しない場合もあります。また、代理申請の際には**委任状**及び申請人の旅券コピーもご用意ください。

※注２：在留証明願には、形式１（申請者のみについての証明）と形式２（過去の住所証明、同居家族の証明）があります。記載例は以下を参照してください。

形式１の記入例：**本人出頭**、**代理人による申請**、**国民年金（または厚生年金、恩給他）請求のための申請**）、**免税のための申請**

形式２の記入例：**過去の住所証明**、**同居家族についての証明**）、**免税のための申請（※過去の住所証明が必要な場合）**

※注３：署名証明には署名された文書に証明書を添付する形の証明と、単独で証明する形の証明（単独証明）があります。また、署名証明の場合、在留証明も同時に必要となることがありますので、あらかじめ提出先へ御確認下さい。

※注４：香港運転免許への切換え以外で運転免許証明を利用する場合は、記載内容が異なるため翻訳証明の区分になりますが、自身の翻訳は不要、且つ交付日を翌々日に短縮できます。

- ◆ 申請を受理した際に受理証をお渡し致しますので、交付時に必ずご持参下さい。
- ◆ 手数料の支払いは交付の際にお願いします。支払いはすべて香港ドルの現金となります。
- ◆ 外国人の方は翻訳証明及び運転免許証明を申請できますが、他の証明書は申請できません。